

☆児童生徒の出席停止措置基準☆

令和3年1月12日時点

(1)児童生徒本人の感染が判明または「濃厚接触者」と特定された場合

①児童生徒の感染が判明



【出席停止】

<開始日>

感染が判明した日（判明前から欠席している場合は最終登校日の翌日）



<終了日>

専門医等が快癒を認める等により登校を許可したとき

②児童生徒が「濃厚接触者」



【出席停止】

<開始日>

濃厚接触者と特定された日（判明前から欠席している場合は最終登校日の翌日）



<終了日>

原則は、感染者と最後に濃厚接觸した日の翌日から起算して2週間。

ただし、期間中に児童生徒の感染が判明した場合は(1)-①へ

※検査で本人が陰性となれば、保健所等の指示する期間

(2)児童生徒の同居家族の感染が判明または「濃厚接觸者」と特定された場合

①同居家族の感染が判明



【出席停止】

<開始日>

児童生徒が濃厚接觸者と特定された日（判明前から欠席している場合は最終登校日の翌日）



<終了日>

原則は、感染者と最後に濃厚接觸した日の翌日から起算して2週間。ただし、期間中に児童生徒の感染が判明した場合は(1)-①へ

※検査で本人が「陰性」となれば、保健所等の指示する期間は出席停止

②同居家族が「濃厚接觸者」



【出席停止】

<開始日>

同居家族が濃厚接觸者と特定された日



<終了日>

「濃厚接觸者」と特定された同居家族のPCR検査がわかるまでは出席停止とするが、その同居家族の感染が判明し、児童生徒が「濃厚接觸者」と特定された場合は(1)-②へ

※検査で濃厚接觸者に特定された同居家族が「陰性」となれば、保健所等の指示する期間は出席停止

(3)児童生徒本人に発熱等の風邪症状が見られる場合

①児童生徒に発熱等の風邪症状がある場合



【出席停止】

＜開始日＞
症状が出た日
↓

＜終了日＞
快癒の翌日から3日後。または、医師等が
快癒を認める等により登校を許可したとき

②児童生徒がPCR検査を受けた場合



【出席停止】

＜開始日＞
症状が出た日
↓

＜終了日＞
結果が「陰性」となった場合は、保健所等
の指示する期間
なお、児童生徒の感染が判明した場合は、
(1)-(1)へ

(4)「濃厚接触者」ではないが、児童生徒の同居家族に発熱等の風邪症状が見られる場合

①同居家族に発熱等の風邪症状がある場合



【登校可能(原則)】

ただし、

「同居家族の症状が重症である場合」や
「同居家族が感染拡大地域に勤務あるいは
通学しているなど、状況的に感染している
恐れが高い場合」は、【出席停止】

＜開始日＞

同居家族の症状が出た日
↓

＜終了日＞
同居家族の快癒から3日後、または、医師
等により、新型コロナウイルス感染の恐れ
がないと認められたとき

②同居家族がPCR検査を受けた場合



【登校可能(原則)】

ただし、

感染拡大防止の観点から、あるいは保護者の
意向等で結果が出るまで登校を控える方
が望ましいと判断した場合は、【出席停
止】

＜開始日＞

同居家族の症状が出た日
↓

＜終了日＞
同居家族の「陰性」が判明した場合、保健
所等の指示する期間。なお、同居家族の感
染が判明し、児童生徒が「濃厚接触者」と
特定された場合は、(1)-(2)へ